

確認申請に添付するチェックリスト（令第10条第三号建築物）

注）図面番号欄に，計画建物の設計図書に明示している図面番号を記載して下さい。
 確認審査欄には，何も記載しないでください。

適用される規定		設計図書の種別	明示すべき事項等	図面番号	確認審査		
全般	付近見取図	配置図	方位、道路及び目標となる地物				
			縮尺及び方位				
			敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別				
			擁壁の設置その他安全上適当な措置				
			土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ				
	各階平面図		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類				
			縮尺、方位				
			間取り、各室の用途及び床面積				
			壁の位置及び種類				
			開口部の位置				
法第28条の2 （石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置）	各階平面図		給気機又は給気口及び排気機又は排気口の位置				
			外壁の開口部に設ける建具（通気ができる空隙のあるものに限る。）の構造				
	使用建築材料表		内装の仕上げに用いる建築材料の種類及び面積				
			内装の仕上げの部分の面積に、内装の仕上げに用いる建築材料の種類に応じ令第20条の7第1項第4号の表の（1）項又は（2）項に定める数値を乗じて得た面積の合計				
	有効換気量又は有効換気換算量を算定した際の計算書		有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法				
			換気回数及び必要有効換気量				
	法第36条 （この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準）	令第109条の2の2	層間変形角計算書	層間変位の計算に用いる地震力			
				地震力によつて各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法			
				各階及び各方向の層間変形角の算出方法			
		令第109条の2の2ただし書	防火上有害な変形、き裂その他の損傷に関する図書	令第109条の2の2ただし書に規定する計算又は実験による検証内容			
令第115条				各階平面図			煙突の位置及び構造
							二面以上の立面図
二面以上の断面図	煙突の位置及び構造						
法第43条 （敷地と道路との関係）	付近見取図	配置図	敷地の位置				
			隣地にある建築物の位置及び用途				
	第1項ただし書	法第43条第1項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	敷地の道路に接する部分及びその長さ				
			当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項				
法第44条 （道路内の建築制限）	付近見取図	配置図	敷地の位置				
			隣地にある建築物の位置及び用途				
	第1項第2号から第4号まで	法第44条第1項第2号若しくは第4号の許可又は第3号の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	敷地境界線				
			敷地の接する道路の位置、幅員及び種類				
法第48条 （用途地域）	付近見取図	配置図	敷地の位置				
			隣地にある建築物の位置及び用途				
	第1項から第12項までのただし書	法第48条第1項から第12項までのただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	用途地域の境界線				
			当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項				
法第52条 （容積率）	付近見取図	配置図	敷地の位置				
			隣地にある建築物の位置及び用途				
	敷地面積求積図		指定された容積率の数値の異なる地域の境界線				
			法第52条第12項の壁面線等				
			令第135条の18に掲げる建築物の部分の位置、高さ及び構造				
		敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式					
		敷地境界線					

第8項	法第52条第8項第2号に規定する空地のうち道路に接して有効な部分（以下「道路に接して有効な部分」という。）の配置図	法第52条第8項第2号に規定する空地の面積及び位置			
		道路に接して有効な部分の面積及び位置			
		敷地内における工作物の位置 敷地の接する道路の位置 令第135条の16第3項の表(い)欄各項に掲げる地域の境界線			
第9項	法第52条第9項に規定する特定道路（以下単に「特定道路」という。）の配置図	敷地境界線			
		前面道路及び前面道路が接続する特定道路の位置及び幅員			
		当該特定道路から敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長			
第10項、第11項又は第14項	法第52条第10項、第11項又は第14項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			
法第53条 （建ぺい率）	付近見取図	敷地の位置			
		隣地にある建築物の位置及び用途			
		用途地域の境界線			
	配置図	防火地域の境界線			
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式		
		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式		
第4項又は第5項第3号	法第53条第4項又は第5項第3号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法			
		当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			
法第53条の2 （建築物の敷地面積）	付近見取図	敷地の位置			
		隣地にある建築物の位置及び用途			
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式		
	配置図	用途地域の境界線			
		防火地域の境界線			
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法		
第1項第3号又は第4号	法第53条の2第1項第3号又は第4号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			
第3項	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨			
法第55条 （第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度）	付近見取図	敷地の位置			
		隣地にある建築物の位置及び用途			
		用途地域の境界線			
	配置図	用途地域の境界線			
二面以上の断面図		土地の高低			
第2項又は第3項第1号若しくは第2号	法第55条第2項の認定又は第3項第1号若しくは第2号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			
法第56条 （建築物の各部分の高さ）	付近見取図	敷地の位置			
		隣地にある建築物の位置及び用途			
		令第131条の2第1項に規定する街区の位置			
	配置図	地盤面及び前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分の高さ			
		地盤面の異なる区域の境界線			
		法第56条第1項第2号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離			
		令第130条の12に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積			
		法第56条第2項に規定する後退距離			
		用途地域の境界線			
		高層住居誘導地区の境界線			
		法第56条第1項第2号イの規定により特定行政庁が指定した区域の境界線			
		令第132条第1項若しくは第2項又は第134条第2項に規定する区域の境界線			
		前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置			
	北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置				
法第56条 （建築物の各部分の高さ）	配置図	前面道路の路面の中心			
		地盤面及び前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さ			
		令第135条の2第2項、令第135条の3第2項又は令第135条の4第2項の規定により特定行政庁が規則において定める前面道路の位置			
		法第56条第1項から第6項までに掲げる規定による建築物の各部分の高さの限度			
		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類			

<p>二面以上の断面図</p>	<p>前面道路の中心線 擁壁の位置 土地の高低 地盤面の異なる区域の境界線 令第130条の12に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積 法第56条第1項第2号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離 法第56条第2項に規定する後退距離 用途地域の境界線 高層住居誘導地区の境界線 法第56条第1項第2号イの規定により特定行政庁が指定した区域の境界線 令第132条第1項若しくは第2項又は第134条第2項に規定する区域の境界線 前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するもの位置 北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するもの位置</p>		
<p>令第135条の6第1項第1号に規定する道路高さ制限適合建築物（以下「道路高さ制限適合建築物」という。）の配置図</p>	<p>縮尺 敷地境界線 敷地内における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の位置 擁壁の位置 土地の高低 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ 申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の前面道路の境界線からの後退距離 道路制限勾配が異なる地域等の境界線 令第132条又は第134条第2項に規定する区域の境界線 令第135条の9に規定する位置及び当該位置間の距離 申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物について令第135条の9に規定する位置ごとに算定した天空率（令第135条の5に規定する天空率をいう。以下同じ。）</p>		
<p>道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図</p>	<p>縮尺 前面道路の路面の中心の高さ 前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ 令第135条の2第2項の規定により特定行政庁が規則で定める高さ 擁壁の位置 土地の高低 令第135条の9に規定する位置からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ</p>		
<p>申請に係る建築物と道路高さ制限適合建築物の天空率の差が最も近い算定位置（以下「道路高さ制限近接点」という。）における水平投影位置確認表</p>	<p>前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ 道路高さ制限近接点から申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角</p>		
<p>道路高さ制限近接点における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空図（天空図の半径は10センチメートル以上とする。）</p>	<p>水平投影面 天空率</p>		
<p>道路高さ制限近接点における天空率算定表</p>	<p>申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空率を算定するための算式</p>		
<p>令第135条の7第1項第1号に規定する隣地高さ制限適合建築物（以下「隣地高さ制限適合建築物」という。）の配置図</p>	<p>縮尺 敷地境界線 敷地内における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の位置 擁壁の位置 土地の高低 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 地盤面からの申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ 法第56条第1項第2号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離 令第135条の7第1項第2号に規定する隣地高さ制限適合建築物の隣地境界線からの後退距離 隣地制限勾配が異なる地域等の境界線 高低差区分区域の境界線 令第135条の10に規定する位置及び当該位置間の距離 申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物について令第135条の10に規定する位置ごとに算定した天空率</p>		
<p>第7項</p>	<p>縮尺 地盤面</p>		

	隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図	地盤面からの申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ		
		令第135条の3第2項の規定により特定行政庁が規則に定める高さ		
		擁壁の位置		
		土地の高低		
		高低差区分区域の境界線		
		令第135条の10に規定する位置からの申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ		
	申請に係る建築物と隣地高さ制限適合建築物の天空率の差が最も近い算定位置（以下「隣地高さ制限近接点」という。）における水平投影位置確認表	申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ		
		隣地高さ制限近接点から申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角		
	隣地高さ制限近接点における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の天空図（天空図の半径は10センチメートル以上とする。）	水平投影面		
		天空率		
	隣地高さ制限近接点における天空率算定表	申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の天空率を算定するための算式		
	令第135条の8第1項の規定により想定する建築物（以下「北側高さ制限適合建築物」という。）の配置図	縮尺		
		敷地境界線		
		敷地内における申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の位置		
		擁壁の位置		
		土地の高低		
		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類		
		地盤面からの申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ		
		北側制限高さが異なる地域の境界線		
		高低差区分区域の境界線		
		令第135条の11に規定する位置及び当該位置の間の距離		
		申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物について令第135条の11に規定する位置ごとに算定した天空率		
北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図	縮尺			
	地盤面			
	地盤面からの申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ			
	令第135条の4第2項の規定により特定行政庁が規則に定める高さ			
	擁壁の位置			
	土地の高低			
	令第135条の11に規定する位置からの申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の高さ			
申請に係る建築物と北側高さ制限適合建築物の天空率の差が最も近い算定位置（以下「北側高さ制限近接点」という。）における水平投影位置確認表	申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ			
	北側高さ制限近接点から申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角			
北側高さ制限近接点における申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の天空図（天空図の半径は10センチメートル以上とする。）	水平投影面			
	天空率			
北側高さ制限近接点における天空率算定表	申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の天空率を算定するための算式			
令第131条の2第2項又は第3項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る申請に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			
付近見取図	敷地の位置			
	隣地にある建築物の位置及び用途			
	建築物の各部分の高さ			
配置図	軒の高さ			
	地盤面の異なる区域の境界線			
	敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員			
	建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離			
	縮尺及び方位			
	敷地境界線			
	法第56条の2第1項の対象区域の境界線			
	法別表第4(イ)欄の各項に掲げる地域又は区域の境界線			
	高層住居誘導地区又は都市再生特別地区の境界線			
	日影時間の異なる区域の境界線			
	敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員			

法第56条の2 (日影による中高層の建築物の高さの制限)	日影図	敷地内における建築物の位置		
		平均地盤面からの建築物の各部分の高さ		
		建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離		
		法第56条の2第1項の水平面(以下この表において「水平面」という。)上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線(以下この表において「測定線」という。)		
		建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時まで(道の区域内にあつては、午前9時から30分ごとに午後3時まで)の各時刻に水平面に生じさせる日影の形状		
		建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで(道の区域内にあつては、午前9時から午後3時まで)の間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間		
		建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで(道の区域内にあつては、午前9時から午後3時まで)の間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線 土地の高低		
	日影形状算定表	平均地盤面からの建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式		
	二面以上の断面図	平均地盤面		
		地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さ		
		隣地又はこれに接続する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地表面		
	平均地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式		
	第1項ただし書	法第56条の2第1項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
法第57条 (高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和)	付近見取図	敷地の位置		
		隣地にある建築物の位置及び用途		
		配置図	道路の位置	
		二面以上の断面図	道路の位置	
	第1項	法第57条第1項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
法第59条 (高度利用地区)	付近見取図	敷地の位置		
		隣地にある建築物の位置及び用途		
	配置図	高度利用地区の境界線		
		高度利用地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置		
		申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置		
	二面以上の断面図	高度利用地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置		
		国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置		
	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式		
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式		
	第1項第3号又は第4項	法第59条第1項第3号又は第4項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
法第59条の2 (敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例)		法第59条の2第1項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
法第62条 (準防火地域内の建築物)	第1項	配置図	令第136条の2第1号に規定する隣地境界線等及び道路中心線の位置	
		各階平面図	開口部及び防火設備の位置 令第136条の2第8号に規定する区画の位置	
		二面以上の断面図	換気孔の位置及び面積 窓の位置及び面積	
		二面以上の立面図	令第136条の2第2号に規定する開口部の面積	
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部、軒裏、床及びその直下の天井、屋根及びその直下の天井の断面並びに防火設備の構造、材料の種別及び寸法	
	第2項	配置図	延焼のおそれのある部分の門又は塀の位置	
		二面以上の立面図	延焼のおそれのある部分の門又は塀の位置	
耐火構造等の構造詳細図		外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法		
法第63条(屋根)	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法		
法第64条 (外壁の開口部の防火戸)	各階平面図	開口部及び防火設備の位置		
		外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ		
	耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法		
法第65条(隣地境界線に接する外壁)	配置図	隣地境界線の位置		
	耐火構造等の構造詳細図	外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法		
法第66条 (看板等の防火措置)	配置図	看板等の位置		
	二面以上の立面図	看板等の高さ		
	耐火構造等の構造詳細図	看板等の材料の種別		

法第67条 (建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置)	配置図	防火地域又は準防火地域の境界線		
	各階平面図	防火壁の位置		
	耐火構造等の構造詳細図	防火壁の断面の構造、材料の種別及び寸法		
法第68条の3 (再開発等促進区等内の制限の緩和等)	法第68条の3第1項から第3項までの認定又は第4項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
法第68条の4 (建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例)	法第68条の4の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
法第68条の5の2 (高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例)	法第68条の5の2第2項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
法第68条の5の4 (区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例)	法第68条の5の4第1項又は第2項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
法第68条の5の5 (地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例)	法第68条の5の5の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
法第68条の7 (予定道路の指定)	法第68条の7第5項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
法第84条の2 (簡易な構造の建築物に対する制限の緩和)	配置図	敷地境界線の位置		
	各階平面図	壁及び開口部の位置		
	二面以上の立面図	延焼のおそれのある部分		
	二面以上の断面図	常時開放されている開口部の位置		
	耐火構造等の構造詳細図	塀その他これに類するもの高さ及び材料の種別 柱、はり、外壁及び屋根の断面の構造及び材料の種別 令第136条の10第3号八に規定する屋根の構造		
法第85条 (仮設建築物に対する制限の緩和)	法第85条第5項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	仮設建築物の許可の内容に関する事項		
法第85条の3 (伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和)	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第143条第1項後段に規定する条例の内容に適合することの確認に必要な図書	当該条例に係る制限の緩和の内容に関する事項		
法第86条 (一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)	法第86条第1項若しくは第2項の認定又は法第3項若しくは第4項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
法第86条の2 (公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等)	法第86条の2第1項の認定又は法第86条の2第2項若しくは第3項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
法第86条の4 (一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例)	法第86条第1項から第4項まで又は法第86条の2第1項から第3項までの認定又は許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法		
法第86条の6 (一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取り消し)	法第86条の6第2項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
法86条の7 (既存の建築物に対する制限の緩和)	既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項		
令第137条の2 令第137条の4の3	令第137条の2第1号イ又はロの規定の内容に適合することの確認に必要な図書	令第137条の2第1号イ又はロに規定する構造方法の内容に関する事項		
	各階平面図	増築又は改築に係る部分		
	各階平面図	増築又は改築に係る部分		
	二面以上の断面図	石綿が添加されている部分		
	敷地面積求積図	石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式		

令第137条の7	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式			
	危険物の数量表	危険物の種類及び数量			
	工場・事業調書	事業の種類			
	令第137条の9	各階平面図	改築に係る部分		
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式		
	令第137条の10	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式		
		耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法		
	令第137条の11	各階平面図	基準時以後の増築又は改築に係る部分		
		耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法		
	令第137条の12	面積表	基準時以後の増築又は改築に係る部分		
		各階平面図	石綿が添加されている部分		
	令第137条の14	各階平面図	防火設備の位置		
		二面以上の断面図	令第137条の14第1号に規定する構造方法		
	令第137条の14	耐火構造等の構造詳細図	床又は壁の断面の構造、材料の種別及び寸法		
法第86条の9第2項 (公共事業の施行等による敷地面積の減少についての第3条等の規定の準用)	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨			
消防法第9条	消防法第9条の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例に係る規定の内容に関する事項			
消防法第9条の2	各階平面図	住宅用防災機器の位置及び種類			
	消防法第9条の2の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防の為に必要な事項に係る事項			
屋外広告物法第3条	屋外広告物法第3条第1項から第3項までの条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る広告物の表示又は掲出物件の設置に関する事項			
屋外広告物法第4条	屋外広告物法第4条の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る広告物の表示又は掲出物件の設置に関する事項			
屋外広告物法第5条	屋外広告物法第5条の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る広告物の形状、面積、意匠その他表示の方法又は掲出物件の形状その他設置の方法に関する事項			
港湾法第40条第1項	港湾法第40条第1項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物その他の構築物に関する事項			
宅地造成等規制法第8条第1項	宅地造成等規制法第8条第1項の規定に適合していることを証する書面	宅地造成等規制法第8条第1項の規定に適合していること			
宅地造成等規制法第12条第1項	宅地造成等規制法第12条第1項の規定に適合していることを証する書面	宅地造成等規制法第12条第1項の規定に適合していること			
都市計画法第29条第1項、第2項	都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に適合していること			
都市計画法第35条の2第1項	都市計画法第35条の2第1項の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第35条の2第1項の規定に適合していること			
都市計画法第41条第2項	都市計画法第41条第2項の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第41条第2項の規定に適合していること			
都市計画法第42条	都市計画法第42条の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第42条の規定に適合していること			
都市計画法第43条第1項	都市計画法第43条第1項の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第43条第1項の規定に適合していること			
都市計画法第53条第1項	都市計画法第53条第1項の許可を受けたことの確認に必要な図書	都市計画法第53条第1項の規定に適合していること			
都市緑地法第35条	都市緑地法第35条の規定に適合していることを証する書面	都市緑地法第35条の規定に適合していること			
都市緑地法第36条	都市緑地法第36条の規定に適合していることを証する書面	都市緑地法第36条の規定に適合していること			
都市緑地法第39条第1項	都市緑地法第39条第2項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物の緑化率に関する事項			

壁、柱、床その他の建築物の部分の構造を法第2条第7号の認定を受けたものとする建築物	法第2条第7号に係る認定書の写し		
壁、柱、床その他の建築物の部分の構造を法第2条第7号の2の認定を受けたものとする建築物	法第2条第7号の2に係る認定書の写し		
建築物の外壁又は軒裏の構造を法第2条第8号の認定を受けたものとする建築物	法第2条第8号に係る認定書の写し		
法第2条第9号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物	法第2条第9号に係る認定書の写し		
防火設備を法第2条第9号の2口の認定を受けたものとする建築物	法第2条第9号の2口に係る認定書の写し		
法第20条第2号イ及び第3号イの認定を受けたものとするプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた建築物	法第20条第2号イ及び第3号イに係る認定書の写し		
法第28条の2第2号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物	法第28条の2第2号に係る認定書の写し		
屋根の構造を法第63条の認定を受けたものとする建築物	法第63条に係る認定書の写し		
防火設備を法第64条の認定を受けたものとする建築物	法第64条に係る認定書の写し		
令第1条第5号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物	令第1条第5号に係る認定書の写し		
令第1条第6号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物	令第1条第6号に係る認定書の写し		
令第20条の7第1項第2号の表の認定を受けたものとする居室を有する建築物	令第20条の7第1項第2号の表に係る認定書の写し		
令第20条の7第2項の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物	令第20条の7第2項に係る認定書の写し		
令第20条の7第3項の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物	令第20条の7第3項に係る認定書の写し		
令第20条の7第4項の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物	令第20条の7第4項に係る認定書の写し		
令第20条の8第2項の認定を受けたものとする居室を有する建築物	令第20条の8第2項に係る認定書の写し		
令第20条の9の認定を受けたものとする居室を有する建築物	令第20条の9に係る認定書の写し		
煙突の周囲にある建築物の部分令第115条第1項第3号口の認定を受けたものとする建築物	令第115条第1項第3号口に係る認定書の写し		
防火設備を令第145条第1項第2号の認定を受けたものとする建築物	令第145条第1項第2号に係る認定書の写し		
施行規則第1条の3第1項第1号イ又は同号口(1)若しくは(2)の認定を受けたものとする建築物又は建築物の部分	施行規則第1条の3第1項第1号イ又は同号口(1)若しくは(2)に係る認定書の写し		
(備考)			

(構造関連)

適用される規定	設計図書の種別	明示すべき事項等	図面番号	確認審査
法第20条 (構造耐力) ただし、四号イに係る部分は特例適用可。	第四号口で求められる図書	第四号口で求められる明示すべき事項 構造計算のチェックリストを添付すること。		

(設備関連)

適用される規定	設計図書の種別	明示すべき事項等	図面番号	確認審査
法第31条第2項 (便所)	浄化槽の仕様書	浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法		
		浄化槽の汚物処理性能		
		浄化槽の処理対象人員及びその算出方法		
		浄化槽の処理方式		
	浄化槽の構造詳細図	浄化槽の各槽の有効容量		
法第34条第1項 (昇降機)	各階平面図	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の位置		
	昇降機の構造詳細図	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の構造		
法第36条 (この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的措置)	各階平面図	エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置		
		エレベーターの機械室の出入口の構造		
		エレベーターの機械室に通ずる階段の構造		
		エレベーター昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さない部分の構造		

的基準)

令第129条の3第1項第1号及び第2項第1号並びに第129条の4から第129条の11	床面積求積図	エレベーターの機械室の床面積及び昇降路の水平投影面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式		
	エレベーターの仕様書	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあつては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員		
		昇降行程		
		エレベーターのかごの定格速度		
	エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかごの構造		
		エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造		
		非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部の位置及び構造		
		エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法		
		エレベーターの制御器の構造		
		エレベーターの安全装置の位置及び構造		
	エレベーターのかご、昇降路及び機械室の断面図	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあつては、出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかごの床先と昇降路の壁との水平距離		
		エレベーターの昇降路内の突出物の種別、位置及び構造		
		エレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距離		
		エレベーターの機械室に通ずる階段の構造		
	エレベーター強度検証法により検証した際の計算書	固定荷重及び積載荷重によつて主要な支持部分等に生ずる力		
主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力度				
主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度				
エレベーターの荷重を算定した際の計算書	エレベーターの各部の固定荷重			
	エレベーターのかごの積載荷重及びその算出方法			
	エレベーターのかごの床面積			
エレベーターの使用材料表	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸（構造上軽微な部分を除く。）に用いる材料の種別			
	エレベーターの機械室の出入口に用いる材料			
令第129条の3第1項第3号及び第2項第3号並びに第129条の13	各階平面図	小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の位置		
	小荷物専用昇降機の構造詳細図	小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造		
	小荷物専用昇降機の使用材料表	小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸に用いる材料の種別		
高圧ガス保安法第24条	各階平面図	一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第52条に規定する燃焼器に接続する配管の配置 一般高圧ガス保安規則第52条に規定する家庭用設備の位置		
	家庭用設備の構造詳細図	閉止弁と燃焼器との間の配管の構造 硬質管以外の管と硬質管とを接続する部分の締付状況		
ガス事業法第40条の4	各階平面図	ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第108条第1号に規定する燃焼器（以下この項において単に「燃焼器」という。）の排気筒又は排気フードの位置		
		給気口その他給気上有効な開口部の位置及び構造		
		密閉燃焼式の燃焼器の給排気部の位置及び構造		
	二面以上の断面図	燃焼器の排気筒の高さ		
		燃焼器の排気筒又は密閉燃焼式の燃焼器の給排気部が外壁を貫通する箇所の構造		
	消費機器の仕様書	燃焼器の種類		
		ガスの消費量		
		燃焼器出口の排気ガスの温度		
		特定地下街等又は特定地下室等に設置する燃焼器と接続するガス栓における過流出安全機構の有無		
		ガス事業法施行規則第108条第10号に規定する自動ガス遮断装置の有無		
		ガス事業法施行規則第108条第10号に規定するガス漏れ警報装置の有無		
	消費機器の構造詳細図	燃焼器の排気筒の構造及び取付状況		
燃焼器の排気筒を構成する各部の接続部並びに排気筒及び排気扇の接続部の取付状況				
燃焼器と直接接続する排気筒と燃焼器との取付状況				
密閉燃焼式の燃焼器の給排気部（排気に係るものに限る。）を構成する各部の接続部並びに給排気部及び燃焼器のケーシングの接続部の取付状況				
燃焼器の排気筒に接続する排気扇が停止した場合に燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断する装置の位置				
ガス事業法施行規則第106条第2号イに規定する建物区分のうち特定地下街等又は特定地下室等に設置する燃焼器とガス栓との接続状況				
	燃焼器の排気筒に用いる材料の種別			

	消費機器の使用材料表	燃焼器の排気筒に接続する排気扇に用いる材料の種別 密閉燃焼式の燃焼器の給排気部（排気に係るものに限る。）に用いる材料の種別		
水道法第16条	給水装置の構造詳細図	水道法第16条に規定する給水装置（以下この項において単に「給水装置」という。）の構造		
	給水装置の使用材料表	給水装置の材質		
下水道法第10条第1項	配置図	下水道法第10条第1項に規定する排水設備（以下この項において単に「排水設備」という。）の位置		
	排水設備の構造詳細図	排水設備の構造		
下水道法第30条第1項	配置図	下水道法第30条第1項に規定する排水施設（以下この項において単に「排水施設」という。）の位置		
	排水施設の構造詳細図	排水施設の構造		
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の2	配置図	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第18条第1号に規定する貯蔵設備及び同条第3号に規定する貯槽並びに第1条第6号に規定する第一種保安物件及び同条第7号に規定する第二種保安物件の位置		
		供給管の配置		
	供給設備の仕様書	貯蔵設備の貯蔵能力		
		貯蔵設備、気化装置及び調整器が供給しうる液化石油ガスの数量 一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量		
	供給設備の構造詳細図	貯蔵設備の構造		
		バルブ、集合装置、気化装置、供給管及びガス栓の構造		
	供給設備の使用材料表	貯蔵設備に用いる材料の種別		
消費設備の構造詳細図	消費設備の構造			
特定都市河川浸水被害対策法第8条	配置図	特定都市河川浸水被害対策法第8条に規定する排水設備（以下この項において単に「排水設備」という。）の配置		
	特定都市河川浸水被害対策法第8条の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る排水設備に関する事項		
法第31条第2項の認定を受けたものとする構造の尿尿浄化槽		法第31条第2項に係る認定書の写し		
令第20条の2第1項第1号二の認定を受けたものとする構造の換気設備		令第20条の2第1項第1号二に係る認定書の写し		
令第20条の3第2項第1号口の認定を受けたものとする構造の換気設備		令第20条の3第2項第1号口に係る認定書の写し		
令第20条の8第1項第1号口（1）の認定を受けたものとする構造の居室内の空気を浄化して供給する方式を用いる機械換気設備		令第20条の8第1項第1号口（1）に係る認定書の写し		
令第20条の8第1項第1号八の認定を受けたものとする構造の中央管理方式の空気調和設備		令第20条の8第1項第1号八に係る認定書の写し		
令第35条第1項の認定を受けたものとする構造の合併処理浄化槽		令第35条第1項に係る認定書の写し		
令第115条第1項第3号口に規定する認定を受けたものとする構造の煙突		令第115条第1項第3号口に係る認定書の写し		
令第129条の4第1項第3号の認定を受けたものとする構造のかご及び主要な支持部分を有するエレベーター		令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し		
令第129条の8第2項の認定を受けたものとする構造の制御器を有するエレベーター		令第129条の8第2項に係る認定書の写し		
令第129条の10第2項の認定を受けたものとする構造の制動装置を有するエレベーター		令第129条の10第2項に係る認定書の写し		
(備考)				